

児童福祉制度・手当についてのお知らせ

【詳しい手続・ご相談】健康福祉課子育て支援係 ☎ 86-0212

児童扶養手当

ひとり親の方や、親に代わって子どもを養育している方に対し、生活の安定・自立の促進とともに、子どものすこやかな成長を願って支給されます。

●児童扶養手当を受給できる方

18歳に達する年度末までの児童（心身に障がいがある児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭（配偶者が一定程度障がいの状態にある場合も含む）の父や母、または養育者

※次の場合などは、対象になりません。

- ・養育者の所得が一定額以上の場合
- ・養育者、対象児童が公的な年金を受けられることができる場合
- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合

●一部支給停止措置について

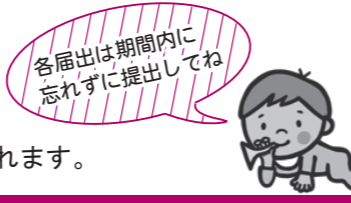
手当を受けてから5年以上を経過した方（8歳未満の児童を監護する方を除く）は、就労などの実績がない場合、手当額が2分の1に減額されます。該当する方には適用除外のための届書を送付していますので忘れずに提出してください。

※次の場合は、減額対象になりません。

- ・あなたが働いているか、求職活動をしている場合
- ・あなたが身体上または精神上の障がいがある場合
- ・あなたが病気やケガで働くことができない場合
- ・あなたが子どもや親族を介護しなければならないため働くことができない場合

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある児童の福祉増進のために支給されます。



●特別児童扶養手当を受給できる方

20歳未満で精神または身体に障がいのある児童を養育している父母または養育者。

※次の場合などは、対象になりません。

- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合
- ・養育者の所得が一定額以上の場合

●所得状況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、毎年8月11日から9月10日までの間に所得状況届の提出が必要になります。後日、該当する方に必要書類を送付しますが、所得状況届の提出がないと8月分以降の手当を受けられません。忘れずに、早めに提出ください。

■支給内容（4月、8月、12月の3期に分けて支給します。）

児童の数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	月額 42,500円	月額 10,030円～42,490円
2人目	10,040円を加算	5,020円～10,030円を加算
3人目以降（一人につき）	6,020円を加算	3,010円～6,010円を加算

※所得限度額を超えた場合は、一部支給となります。
※一部支給については、所得に応じてきめ細かく定められています。

■所得制限限度額（平成30年8月～）

扶養親族の数	本人の所得制限		配偶者・扶養義務者（同居の直系血族および兄弟姉妹）の所得制限
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

●現況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、毎年8月中旬に現況届の提出が必要になります。後日、該当する方に必要書類を送付しますが、現況届の提出がないと8月分以降の手当を受けられません。忘れずに、早めに提出ください。

■支給内容（4月、8月、11月の3期に分けて支給します。）

障害等級	1級	2級
手当月額	51,700円	34,430円

■所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限	配偶者・扶養義務者（同居の直系血族および兄弟姉妹）の所得制限
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

まちづくり複合施設建設中！
平成31年度供用開始予定
（施設外観イメージ）

新しい町役場で、働いてみませんか？

企画政策課
主事 酒井駿吾
（H29年度採用）

【第1次試験】
9月16日 日
※第2次試験は10月中・下旬予定
《受験申込受付期間》
8月9日 困 まで
※郵送の場合は8月9日 困 必着

平成31年度採用 白鷹町職員採用試験

募集職種	採用予定人員	受験資格
上級行政職	若干名	次のいずれかに該当する方 ①平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方 ②平成9年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く）及びこれと同等と認められる学校を卒業した方、又は平成31年3月までに卒業見込みの方
上級専門職（土木）	1名	平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方
上級専門職（建築）	1名	平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方
初級行政職	若干名	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方 ※ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く）及びこれと同等と認められる学校を卒業した方、又は平成31年3月までに卒業見込みの方は受験できません。
初級専門職（土木）	1名	
保健師	1名	平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有する方、又は平成31年3月までに当該資格を取得する見込みの方

●試験内容

【第1次試験】教養試験、専門試験（専門職及び保健師のみ）、事務適正検査（行政職のみ）、一般性格診断検査、作文試験
【第2次試験】面接試験（第1次試験合格者についてのみ通知します）

●提出書類

- ①白鷹町職員採用試験申込書及び住民票抄本
- ②写真（3カ月以内に撮影したもので、タテ4cm × ヨコ3cm、無帽、上半身、正面）

●募集要項・受験申込書の配布

- ①白鷹町役場で受け取る場合は、役場2階総務課において交付します。
- ②郵便で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を同封のうえ、「白鷹町職員採用試験申込用紙請求」と朱書きして総務課総務係まで送付してください。
- ③町ホームページ（<http://www.town.shirataka.lg.jp/>）からもダウンロードできます。



【応募先・問い合わせ】〒992-0892 白鷹町大字荒砥甲 833 番地 総務課総務係 ☎ 85-6120